

# 平成21年第3回三笠市議会定例会

平成21年9月25日(第2日目)

## 議事次第(第2号)

- 1 開議宣告
- 2 諸般報告
  - (1) 教育行政報告
- 3 議 事
- 4 閉会宣告

## 議事日程

- 日程第 1 諸般報告について(教育行政報告)
- 日程第 2 議案第48号から議案第65号までについて(委報第3号)
- 日程第 3 議案第67号 議員派遣について
- 日程第 4 議案第68号 議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査について
- 日程第 5 認定第1号から認定第9号までについて
- 日程第 6 意見書案第10号 道路の整備に関する意見書

## 出席議員(12名)

議 長	5番	高 橋 守 氏	副議長	1番	丸 山 修 一 氏
	2番	岩 崎 龍 子 氏		3番	佐 藤 孝 治 氏
	4番	齊 藤 且 氏		6番	武 田 悌 一 氏
	7番	儀 惣 淳 一 氏		8番	猿 田 重 夫 氏
	9番	谷 津 邦 夫 氏		10番	藤 浪 成 憲 氏
	11番	扇 谷 知 巳 氏		12番	熊 谷 進 氏

## 欠席議員(0名)

## 説明員

市 長	小林 和 男 氏	副 市 長	西城 賢 策 氏
総 務 部 長	森 原 裕 氏	総 務 課 長・	梅 津 吉 昭 氏
		選 管 事 務 局 長	
財 務 課 長	右 田 敏 氏	企 画 経 済 部 長 兼	北 山 一 幸 氏
		商 工 観 光 課 長	

企画振興課長	金子 満 氏	農林課長	小田 弘 幸 氏
環境福祉部長	澤上 弘 一 氏	市民生活課長	須河 恵 介 氏
福祉事務所長	阿部 弘 之 氏	保健福祉課長	永田 徹 氏
建設部長	中沢 敏 男 氏	建設管理課長	松浦 基 晴 氏
建設課長	三宅 博文 氏	水道課長	高嶋 善 男 氏
教育委員長	大野 政 行 氏	教育長	富樫 繁 樹 氏
教育次長	黒田 憲 治 氏	学校教育課長	米田 廣 文 氏
博物館長	栗山 俊 彰 氏	病院事務局長	松本 哲 宜 氏
消 防 長	長谷川 浩 二 氏	消防署長兼 総務予防課長	辻 道 元 信 氏
生活安全センター長	阿部 英 雄 氏	消 防 課 長	西原 淳 志 氏
監 査 委 員	宇野 政 美 氏	監査委員事務局長	鈴木 信 之 氏
出席事務局職員			
議会事務局長	星野 直 義 氏	総務係長	豊口 哲 也 氏

開会 午前 9時57分

## 開 議 宣 告

議長（高橋 守氏） ただいまから、本日の会議を開きます。

### 日程第1 諸 般 報 告

議長（高橋 守氏） 日程の1 諸般報告に入ります。

教育行政報告を行います。

教育長から報告を求めます。

教育長、登壇報告願います。

富樫教育長。

（教育長富樫繁樹氏 登壇）

教育長（富樫繁樹氏） 教育行政報告を申し上げます。

報告第1号公立高等学校配置計画の決定についてであります。

平成21年9月14日、北海道教育委員会において、平成22年度から24年まで3カ年の公立高等学校配置計画を決定し、公表いたしました。

計画の内容であります。三笠高校を含む南空知学区では美唄市の高校2校が再編・統合され、岩見沢市の高校は1校が学科転換の上、単位制が導入されます。三笠市については、三笠高校の存続を強く求めてまいりましたが、残念ながら三笠市の総意にかかわらず、平成22年度募集停止が決定されました。

三笠高校の存続については、道の計画が始まる以前から三笠市長を先頭に、あらゆる機会を通じて北海道知事、北海道教育委員会教育長、北海道議会議長等に高校存続を強く要望してまいりました。この間、市民、市外、内外の方の協力を得て、北海道教育委員会教育長に対し、高校存続を求める1万1,488名に及ぶ署名簿やはがき805枚の提出、三笠高校を守るための市民集会の開催など、全市的な取り組みを行ってまいりました。しかしながら、市内中学卒業生数や三笠高校入学者数の減少が続いていることから、道は計画変更が必要ないとして、計画どおり三笠高校の平成22年度募集停止を決定いたしました。非常に残念な結果であり、強い危機感を持って決定を受けとめており、北海道に対し強く抗議したところであります。

教育委員会としては、三笠市から高校がなくなった場合、三笠の子供たちに対する高校までの一貫した教育を放棄することになり、近隣との教育格差を生じるなど、自立したまちづくりを進める上で、多大な影響を及ぼすことから、高校廃止を何としても避けなければならないと考えております。今後、高校問題対策協議会での議論を基本に、あらゆる可能性を早期に具体的に検討することとし、残すべき方向としては学科転換など、新しい高

校を目指し、先進的な取り組みを行っている高校を参考にしながら、産業振興や定住促進など、三笠市のまちづくりと連携する高校づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、教育行政報告といたします。

議長（高橋 守氏） これより、教育行政報告に対する質問に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、教育行政報告については、報告済みといたします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

## 日程第2 議案第48号から議案第65号までについて（委 報第3号）

議長（高橋 守氏） 日程の2 委報第3号、議案第48号から議案第65号までについてを一括議題といたします。

本件は、さきの本会議において、総合常任委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

儀惣委員長、登壇報告願います。

（総合常任委員会委員長儀惣淳一氏 登壇）

総合常任委員会委員長（儀惣淳一君） 総合常任委員会委員長報告を申し上げます。

さきの本会議で付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第48号、条例廃止1件、議案第49号から議案第57号まで、条例改正9件、議案第58号、協議1件、議案第59号から議案第64号まで、補正予算6件、議案第65号、締結変更1件の計18件であります。

この委員会は、全議員で審査を行っておりますので、質疑と答弁、内容の詳細、御配付の文書及び資料の説明につきましては、省略させていただきます。

付託案件。

議案第48号三笠市サル園設置条例を廃止する条例の制定について、議案第49号三笠市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第50号三笠市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等条例の一部を改正する条例の制定について、議案第51号三笠市証明等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第52号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第53号三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議案第54号三笠鉄道村設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第55号ファミリーランドみかさ遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第56号三笠市スキーリフト設置条例の

一部を改正する条例の制定について、議案第57号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第58号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について、議案第59号平成21年度三笠市一般会計補正予算について、議案第60号平成21年度三笠市老人保健特別会計補正予算について、議案第61号平成21年度三笠市後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第62号平成21年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算について、議案第63号平成21年度三笠市介護保険特別会計補正予算について、議案第64号平成21年度三笠市育英特別会計補正予算について、議案第65号議決を経た工事請負契約の変更契約の締結について。

以上、各委員からの質疑と資料説明及び答弁があり、特段の討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査と経過と結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

初めに、議案第48号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第49号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第50号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第51号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第52号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第53号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第54号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第55号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第56号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第57号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第58号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第59号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 次に、議案第60号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 次に、議案第61号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 次に、議案第62号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 次に、議案第63号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 次に、議案第64号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 最後に、議案第65号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 質疑ないようですので、議案第48号から議案第65号までについての質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

初めに、議案第48号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第48号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第48号三笠市サル園設置条例を廃止する条例の制定については、総合常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第49号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第49号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第49号三笠市職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、総合常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第50号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。  
お諮りいたします。

議案第50号については、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第50号三笠市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等条例の一部を改正する条例の制定については、総合常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第51号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。  
お諮りいたします。

議案第51号については、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第51号三笠市証明等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定については、総合常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第52号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。  
お諮りいたします。

議案第52号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第52号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、総合常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第53号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。  
お諮りいたします。

議案第53号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第53号三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

は、総合常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第54号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。  
お諮りいたします。

議案第54号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第54号三笠鉄道村設置条例の一部を改正する条例の制定については、総合常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第55号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。  
お諮りいたします。

議案第55号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第55号ファミリーランドみかさ遊園設置条例の一部を改正する条例の制定については、総合常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第56号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。  
お諮りいたします。

議案第56号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第56号三笠市スキーリフト設置条例の一部を改正する条例の制定については、総合常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第57号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。  
お諮りいたします。

議案第57号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)



議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 5 7 号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定については、総合常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 5 8 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第 5 8 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 5 8 号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議については、総合常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 5 9 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第 5 9 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 5 9 号平成 2 1 年度三笠市一般会計補正予算については、総合常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 6 0 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第 6 0 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 6 0 号平成 2 1 年度三笠市老人保健特別会計補正予算については、総合常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 6 1 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第61号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第61号平成21年度三笠市後期高齢者医療特別会計補正予算については、総合常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第62号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第62号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第62号平成21年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算については、総合常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第63号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第63号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第63号平成21年度三笠市介護保険特別会計補正予算については、総合常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第64号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第64号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第64号平成21年度三笠市育英特別会計補正予算については、総合常任委員長報告のとおり原案可決されました。

最後に、議案第65号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第65号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第65号議決を経た工事請負契約の変更契約の締結については、総合常任委員長報告のとおり原案可決されました。

### 日程第3 議案第67号 議員派遣について

議長(高橋 守氏) 日程の3 議案第67号議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

本案については提案説明、質疑及び討論を省略することに決定いたしました。

続いて、お諮りします。

議案第67号について原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第67号議員派遣については、原案のとおり可決されました。

### 日程第4 議案第68号 議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査について

議長(高橋 守氏) 日程の4 議案第68号議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査についてを議題といたします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

本案については提案説明、質疑及び討論を省略することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

議案第68号について原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第68号議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 認定第1号から認定第9号までについて

議長(高橋 守氏) 日程の5 認定第1号から認定第9号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

小林市長。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 認定第1号平成20年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定から、認定第9号平成20年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定まで、一括して御説明申し上げます。

最初に、認定第1号平成20年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。国においては、平成20年度予算を経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006に基づく5年間の歳出改革に向け、この改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算としている方針を踏まえ、国の地方財政計画の規模は、前年度比0.3%増となっているものの、平成20年度の地方交付税は、地方再生対策費を除くと0.2%程度の減となり、これまでに削減されてきた水準が大きく変わるものではなく、依然として厳しい状況が継続する見通しとなっているほか、財政の健全性については、平成19年に施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律によって、平成20年度決算から具体的な指標によって明らかにし、基準以上の団体に対しては、早期の是正措置が求められることとなりました。

これらのことを踏まえ、平成20年度予算は、前年度に引き続き経常収入に見合った歳出とするため、経常経費の徹底した見直しを実施するとともに、自立対策プランと一層の行財政改革を推進し、第7次総合計画や振興開発構想の実現と、市民と行政の協働によるまちづくりを基本目標に、市民と行政が一体となって未来に自信を持って引き継げるまちをつくることを目指し、予算編成を行ったものであります。

政策的予算編成においては、限られた財源をより効率的に活用して戦略的なまちづくりを進めるため、まちを元気にする事業を大目標に掲げ、空知産炭地域総合発展基金の有効活用を図りながら独自政策の優先度を十分厳選し、事業実施を図ったものであります。

予算の執行に当たっては、予算審議の経緯や目的をしっかりと認識し、スピード感の求められる事業については厳しい財政状況下においても積極的に取り組むとともに、効率的な予算執行を行ったものであります。

歳入については、事業実施に当たり国・道支出金など市にとって有効な財源の活用・確保に努めたほか、減収対策として、過去からの徹底した行財政改革の成果を国などに強調した上で、なお不足する財源に対し支援を主張して財源の確保を図り、市債の発行については、公債費負担適正化計画に基づき抑制を図ったものであります。

歳出については、予算執行の過程においても真に必要な市民ニーズを的確に把握し、部内の予算調整によって、住民サービスに影響が出ない範囲で節減に努め、執行したものであります。

決算の状況は、最終予算額102億5,933万8,000円に対して、歳入決算額は101億5,087万7,946円で、予算に対する収入率は98.9%であります。

一方、歳出決算額は97億6,739万429円で、予算に対する執行率は95.2%であります。

この結果、歳入歳出差引額は3億8,348万7,517円となり、そのうち平成20年度は繰越明許費が発生したため、1,665万2,931円はこれに必要な特定財源として繰り越され、翌年度に繰り越される実質額は3億6,683万4,586円となるものであります。

なお、平成20年度一般会計事業等の執行状況は、主要施策の成果、決算事項別明細書に示すとおりであります。

次に、認定第2号平成20年度三笠市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成20年度予算は、平成20年4月から始まった後期高齢者医療制度の移行期であり、経過的に会計処理を要することから、老人保健費の適正化を図り、健全な運営が適正に実施できることを基本に予算編成を行ったものであります。

予算執行に当たっては、国・道負担金及び支払基金交付金等の収入確保を図りながら、事務的経費の効率的執行に努めたところであります。

決算の状況は、最終予算額4億1,273万6,000円に対して、歳入決算額は2億2,755万7,684円で、予算に対する収入率は55.1%であります。

一方、歳出決算額は2億677万9,666円で、予算に対する執行率は50.1%であります。

この結果、歳入歳出差引残額は2,077万8,018円となり、この全額を翌年度に繰り越しますが、本会計は老人保健法の規定により、その年度の法定負担分は概算交付され、翌年度に精算するものであります。

次に、認定第3号平成20年度三笠市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、平成20年度予算は、平成20年4月から始まった後期高齢者医療制度への対応を行うため、新たに本会計を設け、所要経費を措置し、後期高齢者医療財政の健全な運営が適切に実施できることを基本に予算編成を行ったものであります。

予算執行に当たっては、保険料等の収入確保を図りながら、事務的経費の効率的執行に努めたところであります。

決算の状況は、最終予算額2億1,210万7,000円に対し、歳入決算額は1億9,296万8,679円で、予算に対する収入率は91.0%であります。

一方、歳出決算額は1億9,200万5,530円で、予算に対する執行率は90.5%であります。

この結果、歳入歳出差引残額は96万3,149円となり、この全額を翌年度に繰り越しますが、全額、補助金等精算還付金などで翌年度に精算するものであります。

次に、認定第4号平成20年度三笠市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、平成20年度予算は、国の医療制度改革に伴い、高齢者医療制度や特定健康診査等の実施の義務化に向けた所要経費の措置を図り、国民健康保険財政の健全な運営が適切に実施できることを基本に予算編成を行ったものであります。

予算執行に当たっては、収納率向上のため特別対策事業の実施、事務的経費の効率的執行、医療費適正化のため、前年度に引き続き、骨粗しょう症検診、人間ドック費用の助成事業の実施や医療費の通知、レセプト点検の充実強化に努めたほか、優良健康家庭表彰を実施し、被保険者の健康保持、増進に対する意識の高揚を図ったものであります。

決算の状況は、最終予算額19億3,403万4,000円に対し、歳入決算額は19億8,178万6,530円で、予算に対する収入率は102.5%であります。

一方、歳出決算額は18億4,460万1,574円で、予算に対する執行率は95.4%であります。

この結果、歳入歳出差引残額は1億3,718万4,956円となり、この全額を翌年度に繰り越し、補助金等精算還付整理後の残額については、国民健康保険基金に積み立てするものであります。

次に、認定第5号平成20年度三笠市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、平成20年度予算は、介護保険の保険給付が適切に実施できるよう、第3期介護保険事業計画の最終年度として、前年度の保険給付費見込み額を基本に、地域密着型サービス給付費の増加分も考慮し、予算編成を行ったものであります。

予算執行に当たっては、サービスの円滑な提供に努めたほか、新しく開設された温浴施設において介護予防を目的とした水中運動教室を実施したものであります。

また、第1号被保険者の介護保険料収入確保の強化に努めたところでありますが、施設介護サービス給付費や、地域密着型介護サービス給付費などが大幅に増額となったことにより歳入不足が生じたため、介護給付費準備基金から全額繰り入れし、なお不足する財源

については、北海道財政安定化基金より借り入れを行い、措置したものであります。

決算の状況は、最終予算額14億7,746万5,000円に対して、歳入決算額は14億7,117万9,214円で、予算に対する収入率は99.6%であります。

一方、歳出決算額は14億5,231万5,051円で、予算に対する執行率は98.3%であります。

この結果、歳入歳出差引残高は1,886万4,163円となり、この全額を翌年度に繰り越しして使用するものであります。

次に、認定第6号平成20年度三笠市公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の認定についてであります。平成20年度予算は、浸水対策の雨水管整備を重点に実施する一方で、徹底的な維持管理経費の抑制及び公債費負担の軽減を図るため、公的資金補償金免除繰り上げ償還に伴う元金償還金を措置するなど、将来にわたって下水道事業会計の健全な運営が適切に実施できることを目指し、予算編成を行ったものであります。

また、歳入においては、下水道使用料の改正により、使用料収入の増を図ったものであります。

年度途中には、地方公営企業法適用会計に移行するための基礎調査委託費の計上、及び業務用下水道使用料の減に伴う補正について所要の対応を図ったものであります。

予算の執行に当たっては、予算審議の経緯を踏まえ、予算で定められた事業目的の達成を基本に、事務的経費の節減、事業の効率的執行に努めたところであります。

決算の状況は、最終予算額11億3,010万6,000円に対し、歳入決算額は11億873万9,597円で、予算に対する収入率は98.1%であります。

一方、歳出決算額は11億860万1,848円で、予算に対する執行率は98.1%であります。

この結果、歳入歳出差引額は13万7,749円となり、翌年度に繰り越しして使用するものであります。

次に、認定第7号平成20年度三笠市育英特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成20年度予算は、奨学資金の貸付者が平成19年度で終了したことから、貸付金の返還分など、すべて収入を育英基金に積み立てるための予算編成を行ったものであります。

決算の状況は、最終予算額360万6,000円に対し、歳入決算額は372万8,609円で、予算に対する収入率は103.4%であります。

一方、歳出決算額は352万8,956円で、予算に対する執行率は97.9%であります。

この結果、歳入歳出差引額は19万9,653円となり、この全額を翌年度に繰り越しして育英基金へ積み立てるものであります。

次に、認定第8号平成20年度三笠市水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成20年度予算は、市民に安定した水道水の供給を行うことを使命として、施

設の維持管理に努めるとともに、公営企業の独立採算性の原則に立ち、経営の改善と経費節減等の効率的な執行に努めたところであります。

決算の状況は、まず収益的収支であります。収入については最終予算額3億791万9,000円に対し、決算額は2億9,447万2,586円で、1,344万6,414円の減収となりました。

一方、支出については、最終予算額3億3,020万2,000円に対し、決算額は3億1,590万1,306円で、1,430万694円の不用額が生じましたが、税込みの収入支出差し引き額は2,142万8,720円の赤字となり、税抜きで当年度純損失は2,748万6,623円となりました。

次に、資本的収支であります。配水管の改良及び整備、量水器取りかえ等について予定どおり執行したところであります。

収入については、最終予算額2億1,778万円に対し、決算額2億1,778万569円となりました。

支出では、最終予算額3億7,602万4,000円に対し、決算額3億7,216万597円となり、差し引き1億5,438万28円の不足額となったものであります。

この不足額は、当年度消費税資本的収支調整額646万689円となり、過年度損益勘定留保資金1億4,791万9,339円をもって補てんしたものであります。

最後に、認定第9号平成20年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成20年度の病院事業は、地域の基幹的病院として安全・安心な医療サービスの提供を図るため、医療機器の整備やボイラーの更新など、医療環境の確保に努めたほか、経営健全化に向け、医師の招聘や新たな入院基本料の基準を採用するなど収益の確保を図るとともに、退職者の不補充などにより支出の抑制に取り組んでまいりました。

しかし、患者数の減少などから、長期計画の目標を達成することが困難な状況にあることや、国から公立病院改革ガイドラインが示されたことを受け、本市において市立病院の経営方針やあり方について、平成25年度を目標年次とした改革プランを策定し、お示したところであります。

決算の状況は、まず、収益的収支であります。収入については人口の減少に加え、医師不足、医療費の個人負担の引き上げに伴う診療離れによる患者数の減少のほか、診療報酬引き下げによる影響などから、最終予算額26億2,898万1,000円に対し、決算額は26億281万9,841円で、2,616万1,159円の減収となりました。

一方、支出については、効率的な執行に努めたことなどから、最終予算額24億9,977万7,000円に対し、決算額は24億6,638万9,088円で、3,338万7,912円の不用額を生じ、当年度純利益は税抜きで1億3,632万7,483円となりました。

次に、資本的収支であります。医療機器の整備を行うとともに、老朽化したボイラー



の更新に取り組んだところであります。

収入については、最終予算額1億4,852万5,000円に対し、決算額も1億4,852万5,000円となりました。

支出については、最終予算額1億9,101万5,000円に対し、決算額1億9,101万3,679円となり、差し引き4,248万8,679円の不足額となったものであります。

この不足額は、当年度消費税資本的収支調整額10万3,270円と一時借入金4,238万5,409円をもって補てんしたものであります。

なお、当年度発生留保資金は5,970万1,976円であり、4億945万2,172円の不良債務が生じたところであります。この不良債務に関しまして、財政健全化法に基づく資金不足比率の基準である20.0%未満を達成するため、不足する財源については一般会計からの経営対策補助金3億1,000万円の繰り入れによって対応を図ったものであります。

以上、認定第1号から認定第9号まで一括して御説明申し上げ、別冊の各会計歳入歳出決算書と監査委員の意見書を付して提出いたしますので、よろしく御認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） これより、質疑を行います。

初めに、認定第1号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、認定第2号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、認定第3号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、認定第4号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、認定第5号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、認定第6号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、認定第7号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、認定第8号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 最後に、認定第9号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第9号までについては、11人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、閉会中継続審査としたいと思いません。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

認定第1号から認定第9号までについては、11人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、閉会中継続審査することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、配付した一覧表のとおり、11名を指名したいと思いません。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました11人の議員を特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

#### 日程第6 意見書案第10号 道路の整備に関する意見書

議長(高橋 守氏) 日程の6 意見書案第10号道路の整備に関する意見書を議題といたします。

本案については、丸山議員ほか3名からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、武田議員から提案理由の説明を求めます。

武田議員、登壇説明願います。

(6番武田悌一氏 登壇)

6番(武田悌一氏) 意見書案第10号道路の整備に関する意見書につきまして朗読提案させていただきます。

北海道は、全国の22%を占める広大な面積に180の市町村から成る広域分散型社会を形成し、道民の移動や物資の輸送の大半を自動車交通に依存しており、道路は道民生活と経済・社会活動を支える最も重要な社会基盤であります。

また、冬期の厳しい気象条件に加え、多発する交通事故、自然災害時の交通障害や更新時期を迎え老朽化する道路施設など、道路を取り巻く課題を多く抱えています。

以上のことから、高規格幹線道路から住民に密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備はぜひとも必要であり、特にいまだミッシングリンクの状況にあり、全国に比べて大きく立ちおけている高規格幹線道路ネットワークの形成は、圏域間の交流・連携の強化による地域経済の活性化、道民の命にかかわる救急搬送や災害対応といった安全で

安心な生活を確保する上で不可欠であります。

こうした中、地方財政は全国的な景気後退とともに税収が大きく落ち込むなど極めて厳しく、道路特定財源が一般財源化された現在、今後の道路整備は、国、地方などの適切な役割分担のもと必要な予算を確保するとともに、従来を超えるスピードをもって推進することが重要であります。

このような状況を踏まえ、次の事項について強く要請します。

#### 記

1、高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、整備中区間の早期供用を図るとともに、抜本的見直し区間に未着手区間や基本計画区間について早期事業化を図ること。

2、地域の暮らしを支える道路整備に必要な予算を確保するとともに、除排雪や適時適切な修繕など増大するストック維持に対する支援の拡充を図ること。

3、今後の事業評価に当たっては、地域からの提案を反映させるなど、救急医療、観光、災害対策など地域にもたらされる多様な効果を総合的に評価すること。

4、道路整備に関する地域のさまざまな課題に対応できるよう、地域活力基盤創造交付金制度のさらなる充実と必要額の確保を図ること。

5、地方の財政負担の軽減に資する地方道路整備臨時貸付金制度の維持・拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年9月25日。

北海道三笠市議会。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

以上でありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋 守氏） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

意見書案第10号については、原案可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第10号道路の整備に関する意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付させていただきます。

以上で、今定例会に付議された事件は、すべて終了いたしました。

## 閉 会 宣 告

議長（高橋 守氏） 以上をもちまして、平成21年第3回定例会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

閉会 午前10時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員